

令和 6 年度春日井市地域防災計画の修正の要旨（案）

1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

2 地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画の修正の要旨

(1) 愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

ア 災害中間支援組織 （地震新旧 P 4、風水害等新旧 P 3、4）

NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織である災害中間支援組織との連携体制の構築について記載

イ 災害ケースマネジメント （地震新旧 P 6、17、風水害等新旧 P 5、15、16）

市及び県が、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて記載

(2) 当市の防災体制の見直し内容を反映するもの

ア 防災体制の整理 （地震新旧 P 27～33、風水害等新旧 P 30～37）

組織改正や本部事務局部受援総括班の新設等による防災体制の見直しに伴う修正

イ 救護所の拡充 （地震新旧 P 2、19）

被災者の応急手当等を実施する救護所の拡充として、新たに休日・平日夜間急病診療所に救護所を開設することについて記載

3 原子力災害対策計画の修正の要旨

(1) 愛知県地域防災計画の修正内容と整合を図るもの

原子力発電所における状況の修正、災害対策基本法施行令改正に伴う修正